

並ニ調停案五ヶ条ノ説明ヲ為シ異議ナク之ヲ承認ヲ
得次テ前記解雇手當ノ処分方法ヲ諮リ之レ又異議ナ
ク承認シタルヲ以テ松岡等ハ調停課ニ出頭正式ニ解
決ヲ為シタル後本部ニ戻リ再ヒ松岡ヨリ爭議團全員
一辨ニ解決條項ヲ朗讀シ終リテ來ルニ十日爭議團ノ
解散式ヲ舉行スルニ付又丈レ茲ハ從來通り爭議團本
部ニ集合スヘシト述ヘ午後五時爭議團ノ萬歳ヲ三唱
シ正後程ニ散會セリ

右又申(通)報候也

(別記)

- (一) 會社ハ従業員ノ待遇改善ニ付テハ會社ノ事情ノ許ス
限リ誠意ヲ以テ之レカ實行ヲ期スルコト
- (二) 會社ハ復歸者ニ対シ罷業中ニ於ケル生活状態ヲ考慮
シ相當ノ手當ヲ支給スルコト
- (三) 會社ハ既ニ解雇シタル者以外ニ対シテハ今回ノ爭議
ニ因シ解雇其ノ他ノ處分ヲ為サハルコト
尚解雇セル者ノ中會社ニ於テ適當ナリト認めル者ニ
対シテハ更ニ採用スルコト
- (四) 會社ハ解雇者ニ対シ特ニ其ノ事情ヲ斟酌シ金貳万圓
千八百圓ヲ解雇手當^給付スルコト
尚會社カ六月二日附ヲ以テ解雇シタル者ハ労働組合